

# 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立むれやま荘										
2	施設の概要	敷地面積 9,300.00㎡ 延床面積 4,551.04㎡ 施設構造 鉄筋コンクリート造 1階建 等 21棟										
		施設内容 (所在地) 草津市笠山8丁目5-130  (設置目的) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設として、脳血管障害、脊髄損傷等急性期医療や急性期リハビリテーション等を終えた中途障害者の方や高次脳機能障害者のある方等に社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション等のサービスを継続的に提供し、自立および社会参加を支援する。  (設置年月) 昭和59年4月										
3	募集概要	募集方法	公募									
		募集要項配布期間	令和2年9月4日 ~ 令和2年10月9日									
		申請受付期間	令和2年9月4日 ~ 令和2年10月9日									
		指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日 (3年間)									
		管理業務内容	(1) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設として、同法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により、同法第5条7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援および同条第12項に規定する自立訓練ならびに同条第13項に規定する就労移行支援の障害福祉サービスを供与する業務 (2) 障害者総合支援法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により同法第5条第8項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務 (3) 高次脳機能障害の方に対する施設機能を活用した、自立および社会参加を支援する社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーションを継続的に提供する業務									
管理料参考額	238,149,000円 (消費税および地方消費税を含む。)											
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江八幡市安土町下豊浦4837番地2</td> <td>社会福祉法人 グロー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計 1 者</p>			申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人 グロー	
申請者		グループ申請の場合の構成										
所在地	名称											
近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人 グロー											
5	審査の概要および結	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。									
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子 ( (公社) 認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 皆川 香織 (滋賀県PTA連絡協議会前理事) 森田 淳一 (公認会計士) 渡部 雅之 (滋賀大学副学長)									
		審査基準	別紙参照									



別紙「滋賀県立むれやま荘 指定管理審査基準」

選定基準 (条例第6条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること（1号）	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。</li> <li>・使用許可手続きの公平性が確保されているか。</li> <li>・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書（運営方針）（運営計画）</li> </ul>	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること（2号）	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的を理解しているか。</li> <li>・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。</li> <li>・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書（運営方針）（運営計画）（実施体制表）</li> <li>・収支計画書</li> </ul>	10
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用拡大の取組内容は適切か。</li> <li>・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。</li> <li>・対外的な情報提供（広報等）、情報発信は適切か。</li> </ul>		10
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス向上のための取組内容は適切か。</li> <li>・申請要項に示した内容への提案は適切か。</li> <li>・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。</li> <li>・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。</li> <li>・利用者等からの苦情処理対応は適切か。</li> <li>・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。</li> </ul>		10
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。</li> <li>・施設管理、安全管理は適切か。</li> <li>・維持管理は効率的に計画されているか。</li> </ul>		5
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に必要な専門職員が確保されているか</li> <li>・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、中途身体障害者や高次脳機能障害者等への支援等に関して専門的技術を確保できているか。</li> </ul>		10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（第3号）	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。</li> <li>・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。</li> <li>・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・収支計画書</li> </ul>	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号）	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。</li> <li>・収支計画の実現可能性はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書</li> <li>・収支計画書</li> <li>・団体概要書</li> <li>・定款</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・財務諸表等</li> </ul>	20
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員体制は十分か。</li> <li>・職員採用・確保の方策は適切か。</li> <li>・職員の指導育成、研修体制は十分か。</li> </ul>		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の財務状況は健全か。</li> </ul>		
	・施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設を良好に運営した実績はあるか。</li> </ul>		
	・その他適切な管理を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護が図られているか。</li> <li>・情報公開への対応は適切か。</li> <li>・環境への配慮がなされているか。</li> <li>・組織としての目標設定を行っているか。</li> <li>・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。</li> </ul>		